



届出と処理方法について

届出

- PCB 廃棄物を保管している事業者は、その事業場からPCB廃棄物がなくなった年度の翌年度まで毎年度、保管や処分状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に届出が必要です。

※詳細は各自治体ホームページをご覧ください。か窓口までお問い合わせください。

- 使用中の電気機器にPCBが含まれていることが確認された場合は、自治体及び所管の産業保安監督部(九都県市内における届出先は、関東東北産業保安監督部)にも届出が必要となります。

■ 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部 PCB 検索



高濃度PCB 廃棄物の 処理方法

- 高濃度PCB廃棄物の処分はJESCOのみ行えます。また処分するためには事前登録が必要となります。

■ 高濃度PCB廃棄物の処分(事前登録)

JESCO 処理申込 検索



- 実際に処理を行う時期の一定期間前になると、JESCOからその旨の連絡が入ります。処分までに収集運搬業者と運搬契約、JESCOと処分契約を結ぶ必要があります。搬出、処分完了後、契約書とマニフェストを5年間保存してください。また自治体への届出の際、マニフェストD票又はE票のコピーを添付してください。

低濃度PCB 廃棄物の 処理方法

- 濃度分析を未実施の場合は、分析が必要です。(分析の結果、PCB廃棄物に該当しない場合もあります。)
- 環境省ウェブサイトに掲載されている無害化処理認定施設等の中から、処理費用、処理までに要する期間等を考慮し、保管事業者が選択し委託してください。搬出、処分完了後、契約書とマニフェストを5年間保存してください。また自治体への届出の際、マニフェストD票又はE票のコピーを添付してください。

■ 環境省

環境省 無害化処理認定施設 検索



九都県市

